九　法第75条の４第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの

６～９　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。

三　（略）

（番号灯）

第205条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）

（前照灯）

第244条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.（5.8.1.及び5.8.2.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.（5.3.1.を除く。）、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.（5.3.1.及び5.4.1.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709

九　法第75条の４第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。

６～９　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　排気管は、車室内に配管されていないこと。

三　（略）

（番号灯）

第205条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）

（前照灯）

第244条　前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第２項の告示で定める基準は、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.（5.8.1.及び5.8.2.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.（5.3.1.を除く。）、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.（5.3.1.及び5.4.1.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709